

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

令和2年6月10日（水）

開 会（午前10時15分）

（席次の決定） 別紙1のとおり

【議 事】

○議案第67号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定
について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第67号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと
決する。

○議案第71号「所沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定
について」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

議場での議案質疑の中で、フリーランスの方はどうなのかという質疑に対する部長の答弁の確認だが、そういった場合には持続化給付金があり、それで補うことができるので、現在、所沢市としてはフリーランスの方は対象としていないという認識で良いか。

須田健康推進

部長

この条例の対象者としているのは、雇われている方であり、フリーランスの方はについては、事業主に当たりますので、対象としていないと答弁しました。

平井委員

国の方では、国民健康保険の傷病手当を実施する際に、フリーランスを対象とすることは市町村の判断で可能だと言っている。今、所沢市がやるかどうか求めている。そういった場合、実態の調査もしないままに、持続化給付金があるから大丈夫だという判断が、尚早ではないかと思って本会議での答弁を聞いていた。国に対して財政支援を求めると同時に、フリーランスも大丈夫であるとしっかり確認した上で、部長の答弁があったら良かったと思ったので、最後に国にも聞いてみると答弁されていたので、そこを確認したい。

須田健康推進
部長

城下議員の質疑に対する答弁としまして、自営業やフリーランスを対象を拡大することについて、確かに国は市町村の裁量を認めています。ただ、その財源である特別交付金は国からは来ないので、全額が市の負担になることから、現在の厳しい国保財政を考えると、なかなか難しいと考えます。持続化給付金はフリーランスが今まで使いにくかったのですが、国の二次補正でだいぶ緩和されて、使いやすくなるということがあるので、そこをもう少し見ていくということと、国民健康保険課に寄せられた色々な問い合わせについて確認したところ、特にそういった問い合わせはないということでした。状況を注視して、必要があると判断できれば、国に要望することもありますというように答弁いたしました。

平井委員

最終的には、政府の財政支援があれば、それはできますという前向きな答弁ということで良いか。

須田健康推進
部長

国が傷病手当金の対象をフリーランスまで拡大していくということであれば、対象にすることはできると思います。

浅野委員

国民健康保険に加入している従業員の方で、コロナに感染された方に直接情報を届ける周知の仕方はできるのか。

新井国民健康
保険課長

こちらの周知については、市のホームページ、ほっとメール、ポスター、チラシなどが考えられると思いますが、他にも有効な手段がないかということは検討していきたいと思います。実際には、これに該当する方というのが、実際に新型コロナウイルスに感染した方、又はその疑いがあり仕事を休まれている方ということで、かなり対象者が絞られてくるとお思いますので、そういった方にお知らせが届くような有効な手段がとれるような形を考えていきたいと思います。

浅野委員

新型コロナウイルスに感染した方は院内感染の病院従事者など、それほどいないと思うが、該当する人に届かなかつたら、せっかく作っても残念なので、ぜひ考えていただきたいと思う。75歳以上の方、後期高齢者医療制度にもこのような制度はあるのか。

新井国民健康
保険課長

後期高齢者医療制度にも同様の制度がありますので、ホームページ等で周知する準備を進めています。

平井委員

これは自分で申請しなければ受けられないということなのか。

新井国民健康
保険課長

そのとおりです。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第71号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第70号「所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第70号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前10時30分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午前10時35分）

○請願第1号「児童の権利に関する条約を促進する研究・議論を求め
る請願」

粕谷委員長

請願第1号については、本日の審査をここまでとし、来る6月18日の常任委員会審査予備日に開催し、地方自治法第109条第5項の規定に基づき、参考人として請願提出代表者の近修氏、並びに請願者の清水康平氏の出席を求め、意見を伺うこととしてよろしいか。

(委員了承)

また、委員会の開催時刻は、参考人の委員会出席への配慮により午前10時としてよろしいか。

(委員了承)

散 会 (午前10時36分)

健康福祉常任委員会

【第3委員会室】

